

研究成果報告会概要紹介

国内外の農産物等における知的財産を 保護する制度や科学技術に関する比較分析

政策研究調整官 平形 和世

講師：木村 有紀 氏（NTTデータ経営研究所 社会システムデザインユニット シニアコンサルタント）

日時：平成28年5月31日（火）14時～16時 場所：農林水産政策研究所セミナー室

農林水産政策研究所では、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用して、研究委託事業を行っています。農林水産業の輸出力強化において、戦略的に、知的財産を保護・活用し、我が国の農林水産物・食品の差別化を図ることは、重要な政策課題であることから、平成25～27年度、農林水産分野・食品分野における知的財産に関する研究を進めてまいりました。

今般、本研究を実施した株式会社NTTデータ経営研究所木村有紀シニアコンサルタントから、「国内外の農産物等における知的財産を保護する制度や科学技術に関する比較分析」と題して、研究成果を報告いただきました。また、報告の後、農林水産省食料産業局知的財産課藤田裕一課長補佐から、我が国の事情として、地理的表示保護制度、植物新品種の出願・登録状況、農林水産物の知的財産侵害の監視等について説明がありました。

本研究は、日本の農産物等に関する知的財産について、海外流出の実態を調査し、制度的対策や技術的対策を欧米と比較して、侵害対策に関する政策提言をまとめることを目的としています。本稿では、研究成果について、特に育成者権、地理的表示を中心に、制度面及び技術面からの欧米諸国との比較結果や我が国への政策提言をご紹介します。

1. 制度的対策

○育成者権

欧米における農産物等の知的財産の流出の実態と対策について、文献調査、ヒアリング調査等を実施しました。欧米ともに、育成者権の国外流出の実態を定量的に把握するのは困難ですが、一例として、欧州種苗協会の調査（2014年）によれば、侵害発生地域はEU諸国で22件、非EU諸国で6件でした（イタリアが最も多く、次いで、スペイン、トルコ）。

侵害対策としては、米国では、政府の関与は薄く、企業の自助努力によります。米国の種苗企業はM&Aにより巨大化しており、侵害事案は企業法務の中で解決するのが一般的です。欧州では、政府機関や種苗協会はそれほど関与しませんが、主に種苗企業が出資する民間団体^(※)が積極的に活動しています。流出対策としては、権利化と契約の明確化、ライセンス管理の強化（1国1ライセンス、ライセンス流通のシステム化）です。また、侵害発生後は積極的なアクションと広報活動、関連団体の国際連携により対抗措置を取っています。

○商標や地理的表示

農業は商標の取得が最も活発な産業で、EUや、ドイツ、フランス、スイス等の欧州諸国は、活発に国際商標を取得しています。侵害発生の実態については、イタリア食品産業連盟によると、食品の模倣被害額は年間60億ユーロ（約7,400億円）と推計されています。米国における侵害統計は不明ですが、中国市場における侵害事例もあるようです。

侵害対策としては、米国では、政府が関与する意識は薄く、海外政府当局の啓発も権利保有者のなすべきこととして捉えています。欧州では、フランスに、農林水産物・食品に関する地理的表示と品質表示を管理する公的機関であるINAO（Institut national de l'origine et de la qualité）が、イタリアには、農業食糧森林政策省に、食品衛生と品質管理を監視し、地理的表示の権利保護を行う機関であるICQRF（Ispettorato centrale repressione frodi）があります。これらの機関は、商標登録簿、インターネット取引、実店舗の監視活動等、また国外での侵害発生の場合には、現地専門家との協力等積極的なアクションをとるなど、政府の責任で地理的表示の侵害対策に取り組んでいます。

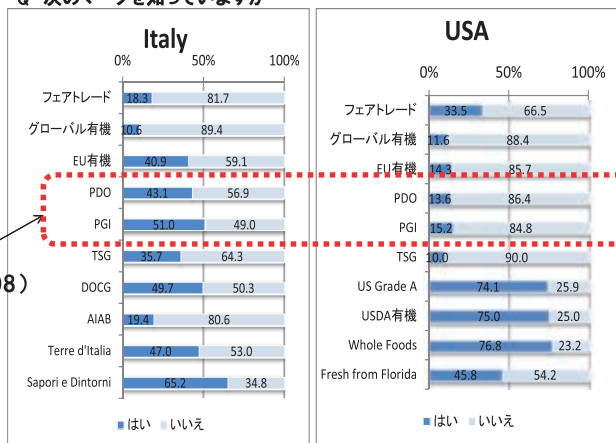
また、本研究において、EU地理的表示保護制度について、EU域内外の消費者の認知度や購買行動を調査し、制度の効果を検証することを目的として、2014年、イタリアとアメリカの消費者各400名を対象に、オンラインアンケートを実施しました。その結果、アメリカにおけるEU地理的表示保護制度マークの認知度は、イタリアより低いものの、ロゴマーク義務化以前（2008年時点）のイタリアと同じ水準にあることから、マーク義務化によってEU域内外への周知に効果があったと考えられます。また、アメリカでは、EU地理的表示保護制度マークを知っている人は、知らない人に比べて、地理的表示登録食品の購入意欲が高いことから、制度についての消費者プロモーションが輸出促進につながると考えられます。

○日本への示唆

育成者権については、欧米では民間が対策を推進しており、日本と大きく異なります。我が国の場合、権利の流通を一元管理する民間団体がなく、権利の海外流出が、制度が整備されていないアジア圏で発生する事情を踏まえると、政府の取り組みとして最も重要なのはアジアでの法整備のための支援を

(※) フランスのSICASOV (Société Coopérative d'Intérêt Collectif Agricole des Sélectionneurs Obtenteurs de Variétés Végétales) や、スペインのGeslive、ベルギーのAIB (Anti-Infringement Bureau)、Breeder's Trust等。

Q 次のマークを知っていますか



EU調査(2008)
では16%



経済的に重要な作物（とうもろこし、麦、菜種）で先行していますが、識別技術の標準化は実現困難との見方です。また、欧州では、幅広い食品を対象としてトレーサビリティ規制がしかれ、また、地理的表示保護制度の歴史も長いことから、産地保証技術のニーズは高く、EU規則によりワインの安定同位体比のデータベースが構築されて25年の歴史があります。また、ナショナル・レファレンス・ラボのスキームの中で、細分化された分析分野別にレファレンス・ラボが指定されるなど、ラボの構造化が進んでいるため、手法の統一は問題とされません。

Copyright © 2016 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

注 (1) 調査実施は (株) IPSOSに委託。

(2) PDO, PGIはEU地理的表示保護制度の認証の一つ。

(3) EU調査 (2008) (London Economics, 2009)。

継続することで、将来的に侵害事案が増加した場合、品種保護Gメンの機能強化、専門家による国際ネットワークの確保が考えられます。

商標・地理的表示については、まず、地理的表示法の周知活動を国内外で実施するとともに、急速に拡大するインターネット取引の監視も検討するに値すると思います。将来的に侵害が顕著になった場合には、積極的対抗に向けて弁護士等の協力者ネットワークの確保等が考えられます。

2. 技術的対策

○国内外の動向

農産物等の知的財産の流出の監視や抑止に活用できる科学技術に焦点を当て、育成者権の流出対策としてのDNA品種識別技術、産地推定技術としての安定同位体比分析を対象として、調査を実施しました。

我が国では、主に育種を行う機関でDNA品種識別技術が開発されていますが、独立行政法人（※組織改編後の国立研究開発法人を含む）や県の試験場では分析サービスを行っていません。民間の分析サービスはコメに集中しており、品種識別技術の実用化の体制は不十分であることが推定されます。また、安定同位体比分析は高度な設備やスタッフを必要とすることから、技術を保有する機関はごく少数で、民間の分析サービス市場は限定的と推定されます。

欧州では一般に、DNA品種識別については、公的種子検査機関が品種識別技術の開発及び分析も提供しています。研究は

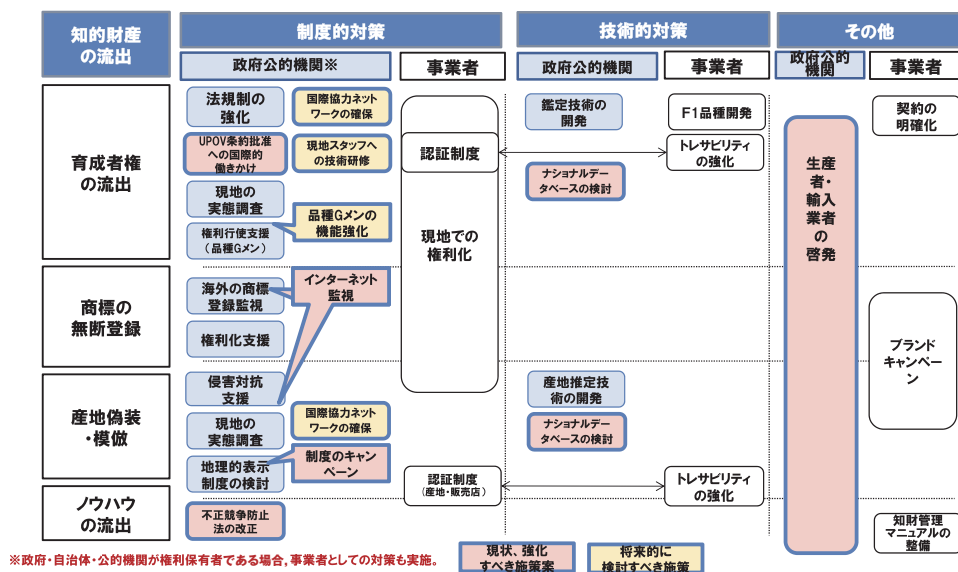
○日本への示唆

DNA品種識別技術の開発や提供体制について、欧州では1か国に1つナショナル・レファレンス・ラボがある集約型であるのに対し、日本では様々な研究組織がそれぞれ実施する分散型です。分散型から集約型へ移行するとなると、民業圧迫あるいは研究開発全体の抑制につながりかねないという懸念があり、分散型のまま、コスト負担を軽減するため、公共財としてのDNA基礎情報データベースを整備していくことが望ましいと考えます。

産地推定技術についても、分散型体制に由来する課題が指摘されます。研究インフラ整備にある程度の公的投資をし、品目を選定して、情報を公共財化する、データベース更新は受益者負担の仕組みとするなどが考えられます。

注：セミナーの資料につきまして、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/2016/index.html>



Copyright © 2016 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.